

# ブラザーサービスパック利用規約（TJ ラベルプリンター）

ブラザー販売株式会社（以下、「弊社」といいます）は、ブラザーサービスパック（以下、「サービスパック」といいます）をご購入し、所定の登録手続きを行なっていただいたお客様に対し、以下の内容にてサービスパックに基づく修理サービス（以下、「本サービス」といいます）を提供します。

## 第1条（サービスパックの種類）

- 複数年契約（3年、5年）  
弊社は、製品本体の購入から6ヶ月以内にサービスパック（3年、5年）をご購入および登録いただいたお客様に対して、本サービスを提供します。
- 単年契約（1年）  
製品本体ご購入後、随時購入および登録できる1年単位の修理サービスです。  
製品本体が正常作動しており、かつ製品購入から5年以内の製品に本サービスを提供します。  
登録日が5年以内であっても、製品購入から5年を超過した時点で、本サービスの提供は終了いたします。
- 単年契約（6年/7年目用）  
サービスパック5年メニューをご契約・満了となる場合のみ、ご購入いただけます。  
契約は1年単位となり、継続更新を希望の方は、都度、購入・お申込みが必要です。  
最長2年間（製品ご購入から最長7年間）までとなります。

## 第2条（本サービスの対象）

本サービスの対象製品は、ブラザーサービスパックメニュー表に記載されている製品に限られます。

## 第3条（登録）

お客様は、サービスバック目録（以下、「目録」といいます）に同梱されている「ブラザーサービスパックのご案内」に従って登録手続きを行うものとし、弊社は、登録が完了した製品（以下、「対象製品」といいます）に対して本サービスを実施します。

## 第4条（登録シール）

- お客様は、「ブラザーサービスパックのご案内」に従って、目録に同梱されている「ブラザーサービス登録シール」（以下、「登録シール」といいます）を、対象製品に貼付するものとします。
- 登録シールには対象製品を紐付ける契約番号が記載されていますので、紛失した場合は、サービスパックに関するお客様の権利は失われるものとします。
- 登録シールの改竄、複製等を行わないものとし、万一、改ざん、複製等が発覚した場合は、サービスパックに関するお客様の権利は失われるものとします。

## 第5条（本サービスの内容）

- 本サービスには、出張修理と送り込み修理があります。引取り修理・持込修理は行っていません。
- お客様は、登録シールに記載された期間内、出張料金（出張修理の場合）、修理料金が無償にて修理が受けられます。  
但し、出張修理における出張先が離島及び山間部の場合は、別途交通費が必要となります。
- 出張修理では、原則として故障受付の翌営業日以降にエンジニアを派遣し修理を行います。  
但し、出張修理における出張先が離島及び山間部の場合は、訪問までに日数を頂くことがあります。  
派遣先は、お客様が登録した対象製品設置場所とし、日本国内に限ります。
- 操作方法説明のための出張対応は行いません。

## 第6条（本サービスの利用可能時間）

月曜日～土曜日 9:00～18:00 但し、祝日および弊社所定の休日は除きます。

## 第7条（本サービスの対象とならないもの）

次の各号の一に該当する作業は、本サービスには含まれません。別途弊社所定の料金が必要となります。

- 故意、過失または不適切な使用に起因する故障の修理調整
  - 弊社の承認なき対象製品の改造、他の機器への接続、不適切な設置環境、入力電圧の不適正使用に起因する故障の修理調整
  - 消耗品、記録媒体の保管不備に起因する故障の修理調整
  - 本サービス利用可能期間以外の修理調整
  - 前記 i～iii に準じる作業
- 天災地変等の事由に起因する故障の修理調整
- 輸送中の事故に起因する故障の修理調整
- 対象製品の運搬、設置、改造、ネットワーク接続作業、及びその立ち会い
- お客様が使用するプログラム・テンプレートに起因する故障の修理・調整
- 対象製品に付随するプログラム・データ・記録媒体・ソフトウェア等の保守点検
- 弊社の推奨外の消耗品（ラベル・リボン・感熱紙・充電電池等指し、再生品も含む）を使用し、その消耗品が原因で何らかの不具合が発生した場合の修理調整
- 消耗品（ラベル・リボン等）、オプション品の取付・補充
- 対象製品の保守点検/交換、オーバーホール等の大修理
- ゴキブリ等の害虫・害獣に起因する故障の修理調整

## 第8条（中途解約）

お客様が、本サービスの期間の途中で解約、あるいは対象製品を廃却・譲渡された場合、サービスパックの料金は返金されません。

## 第9条（免責）

- お客様には、お客様の責任において対象製品に付随するプログラム・データ等のバックアップおよび修理完了後のデータ復旧を行って頂きます。
- 弊社は、対象製品の故障、瑕疵等に起因してお客様に生じた直接または間接の損害、ならびに本サービスの履行過程において生じたデータの損失、その他逸失利益に対して一切の責を負いません。

## 第10条（交換した部品等の所有権）

本サービスの提供に際し、弊社が対象製品の部品等を交換した場合、取り外した部品等の所有権は弊社が有するものとします。

## 第11条（設置場所の変更）

お客様は、対象製品の設置場所を変更する場合、事前に弊社に通知するものとします。

## 第12条（修理サービスの委託）

弊社は、お客様に対する本サービスの提供を第三者に委託することができます。

## 第13条（付帯サービス）

- 弊社は、サービスパックの付帯サービスとして、サービスパック（3年/5年）を購入されたお客様には無償点検サービスを提供しております。  
サービスパック単年契約（6年/7年目用を含む）においては、無償点検サービスは付帯していません。  
サービスパック3年のご契約者様は1回、サービスパック5年の契約者様は2回までお客様からのご希望に応じて提供いたします。  
なお、2年間を通じて修理および点検作業が発生していない場合、下記実施条件を元に弊社からご連絡のもと点検サービスの実施意向確認をさせていただきます。

### 点検の実施条件および実施時期

サービスパック3年・・・1回目 1～24か月間の状況を確認し25か月目以降に点検の確認依頼  
サービスパック5年・・・1回目 1～24か月間の状況を確認し25か月目以降に点検の確認依頼  
2回目 25～48か月間の状況を確認し49か月目以降に点検の確認依頼

上記実施条件および実施時期は変更することができます。

- 弊社は、サービスパックの付帯サービスとして、サービスパックをご購入いただいたお客様専用の問い合わせ専用窓口を設けております。  
専用窓口をご利用になるには、「ブラザーサービス登録書」を弊社宛に FAX 送信を登録して頂く必要があります。登録が完了した時点から専用窓口のご利用が可能となります。  
なお、この専用窓口はお客様のトラブル解決を保証するものではありません。

- 専用窓口の受付時間、受付内容は下記のとおりです。

< 記 >

受付時間 第6条の利用可能時間に準じる

受付内容 対象製品の使用方法及び故障に関するご質問

※アプリケーション（ブラザー製ソフトウェアを除く）使用方法等は原則としてご回答できません。

また、ネットワーク関連その他技術的に高度なご質問についてはご回答できない場合があります。

- 専用窓口の回線数には限りがあり、混み具合によってはつながらない場合もあります。  
弊社は、お客様からのコールが専用窓口の回線に必ずつながることを保証するものではなく、お客様はコールがつかない場合があることを予め承諾するものとします。
- 期間満了、中途解約その他の事由によりサービスパックが終了したときは、専用窓口のご利用も終了となります。
- 弊社は、弊社の事情により専用電話を休止または中止する場合があります。  
弊社は、専用窓口の休止、中止によりお客様に発生した損害について、何ら責任を負いません。  
また、お客様は、専用窓口の休止、中止を理由にサービスパックの解除・解約、料金の返還・減額等の請求をすることはできません。

## 第14条（機密保持）

弊社は、本サービスの提供に際して知り得たお客様の業務上の機密情報を厳に機密として扱い、第三者に開示・漏洩しません。

#### 第 15 条（個人情報の取り扱いについて）

1. 弊社は、お客様からご提供いただいた個人情報（住所、氏名、電話番号、e-mail アドレス、生年月日その他個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの）を、本サービスの提供という目的のために、宅配業者ならびに弊社指定の修理業者に提供できるものとし、お客様は予めこれに同意するものとします。
2. 弊社は、お客様からご提供いただいた個人情報を、新製品・新サービスのご紹介、保守契約状況、後継機種のご案内など、対象製品に関する情報提供という目的のために、弊社のグループ会社、協力会社および業務委託先会社に提供できるものとし、お客様は予めこれに同意するものとします。
3. 弊社は、お客様の個人情報を、下記の「プライバシーポリシー」に従って取扱います。

< 記 >

弊社プライバシーポリシー <https://www.brother.co.jp/privacy/bsl/index.aspx>

#### 第 16 条（契約上の地位の譲渡禁止）

お客様は、サービスバックに基づく契約上の地位を、他の人に譲渡あるいは貸出することはできません。

#### 第 17 条（管轄裁判所）

1. 本規約の成立、解釈に関しては日本法を準拠法とします。
2. サービスバックに関して紛争が生じた場合、名古屋地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

The image shows the 'brother' logo in a light blue, lowercase, sans-serif font. The letters are spaced out and have a clean, modern appearance.